

宿泊所高浜荘 運営規程

(本運営規程の目的)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、特別区人事・厚生事務組合宿泊所条例(平成17年特別区人事・厚生事務組合条例第18号。以下「条例」という。)により設置する宿泊所高浜荘(以下「所」という。)の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(所の目的及び運営の方針)

第2条 所は、条例第4条により所の利用を承認された者(以下「利用者」という。)に所を使用させ、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第3条に定める趣旨に則り、利用者の早期の自立を図るものとする。

2 前項のほか、社会福祉法、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例(令和元年東京都条例第81号。)、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(令和元年東京都規則第110号)、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例等施行要領(令和2年3月24日付31福保生保第1684号)、条例、特別区人事・厚生事務組合宿泊所条例施行規則(平成17年特別区人事・厚生事務組合規則第29号)及び特別区人事・厚生事務組合宿泊所管理規程(昭和55年特別区人事・厚生事務組合規則第10号)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、所の運営を行うものとする。

(所の名称)

第3条 所の名称は高浜荘とする。

(所の使用期間)

第4条 利用者の所を使用できる期間は次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第1項第1号及び第3号の規定に該当する者にあつては、6か月以内
- (2) 条例第3条第1項第2号及び同条第2項の規定に該当する者にあつては、3か月以内

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 所における職員の職種、サービス等の提供に必要な員数は、次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者) 1名(常勤・専任)
 - (2) 生活相談員 4名(常勤 4名)
- 2 施設長は、職務として職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し本運営規程

を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 3 施設長及び生活相談員は、職務として利用者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行う。

(職員の勤務時間)

第6条 所における職員の基本的な勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 勤務日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 上記の勤務日・時間のほか、緊急時に対応できるよう常時連絡がとれる体制とする。

対応電話番号

(入居定員及び居室面積)

第7条 所の入居定員は計104名とする。

家族世帯居室 41室 計104名

- 2 所の居室面積は以下のとおりとする。

家族世帯居室

- 1DK (24部屋) 31㎡～35㎡ (2人世帯用)
- 2DK (14部屋) 48㎡～55㎡ (3人～4人世帯用)
- 3DK (2部屋) 61㎡ (4人世帯用)
- 1DK (多目的) (1部屋) 46㎡ (2人世帯用)

(サービス等の内容)

第8条 利用者に提供する居室の利用及びサービスの提供は、次のとおりとする。

- (1) 専用による居室の利用
- (2) 共用による集会室、児童室、図書室、喫煙室の利用
- (3) 利用者からの相談に対する助言
- (4) その他利用者の状態に応じた支援

(利用者から受領する費用の種類及び額)

第9条 所が居室の利用又はサービスを提供した際には、利用者から費用の支払いを受けるものとし、その種類と内訳は次のとおりとする。

- (1) 居室使用料 (施設の利用に係る費用)
 - 1か月につき 26,100円～72,000円 (居室面積や収入区分による)
- (2) 共益費 (共用部の維持管理にかかる光熱水費等)
 - 1か月につき 1,000円

(利用者の守るべき事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所内の秩序及び風紀をみださないこと。
- (2) 指定された居室を替えないこと。
- (3) 所の設備並びに備品等の位置及び形状を変え、若しくは毀損し、又は所以外に持ち出さないこと。
- (4) 火災その他事故の発生防止に努めるとともに指定された場所以外の場所で火気を用いないこと。
- (5) 無断で使用承認を受けていない者を立ち入らせないこと。
- (6) 無断で外泊しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設長が指示すること。

(非常災害対策)

第11条 施設長は、施設の非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策を立てておかなければならない。

- 2 施設長は、施設の消防計画を立て、所轄消防署と連絡をとり、毎年2回以上利用者及び職員による防火、防災、避難、救出及び消火等に関する訓練を行うものとする。
- 3 施設長は、施設の消防設備、避難設備、警報設備その他火災発生の危険のある箇所には、責任者を定め、常時点検し、設備の整備保持に努めなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は利用者の意向を十分に考慮して特別区人事・厚生事務組合と指定管理法人との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。